



「令和4年12月22日からの大雪による災害に関する特別相談窓口」 の開設について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和4年12月22日からの大雪による災害により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「令和4年12月22日からの大雪による災害に関する特別相談窓口」を、2022年12月26日(月)、北海道、新潟県の全営業店に開設しました。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
札幌支店	北海道札幌市中央区北二条西3-1-20	011-241-7231
函館支店	北海道函館市五稜郭町33-1 五稜郭フコク生命ビル1階	0138-35-5022
帯広支店	北海道帯広市西三条南9丁目23番地 帯広経済センタービル2階	0155-23-3185
釧路営業所	北海道釧路市大町1丁目1-1	0154-42-0671
旭川支店	北海道旭川市五条通9丁目1703-81	0166-26-2181
新潟支店	新潟県新潟市中央区東大通二丁目4-4	025-255-5111
長岡支店	新潟県長岡市城内町1丁目2-10	0258-35-2121

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和4年12月22日からの大雪による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 (据 置 期 間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。